

掲載議案 候補1

市立高等学校デジタル人材育成のための施策の実施など

【第1号】 令和8年度一般会計補正予算

補正額

〇〇〇千円

(内訳)

●●費 〇〇〇千円

●●費 〇〇〇千円

【主な事業内容】

市立高等学校デジタル人材育成のための施策の実施

(補正額：10,000千円)

デジタル人材育成のため、生徒のデータ活用力・論理的思考力を向上させる施策を行います。

【歳出内訳】

●外部講師による講演会謝礼・・・100千円

●教員の先進校視察にかかる旅費・・・200千円

●教員・生徒向けAI・プログラミング講座・・・3,925千円

●専用アプリ等ライセンス使用料・・・591千円

●機器購入費・・・5,184千円

【歳入】

高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金

(高等学校DX加速化推進事業)・・・10,000千円

掲載議案 候補2

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置により契約を変更するため、次の事業について債務負担行為を設定します。

本庁舎1階エントランス及びロビーの特定天井改修工事

●事項・・・本庁舎特定天井改修費

●期間・・・令和8年度～令和9年度

●限度額・・・1,592千円

(仮称) 市消防局・消防指令センター新築機械設備工事

●事項・・・消防局庁舎建設工事費及び工事監理・設計意図伝達業務委託料

●期間・・・令和8年度～令和10年度

●限度額・・・7,370千円

海神中学校校舎建替事業

●事項・・・海神中学校校舎建替工事費及び工事監理・設計意図伝達業務委託料

●期間・・・令和8年度～令和10年度

●限度額・・・18,626千円

用語解説・イラスト等

個人の市民税にかかる控除の適用期限の延長

【第3号】 船橋市市税条例の一部を改正する条例

市税条例の一部を改正する条例の施行にともない、セルフメディケーション税制(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)の適用期限を延長します。

【改正内容】

●適用期限：(現行)平成30年度から令和9年度まで
 (改正後)平成30年度以後

控除額の概要

項目	内容
対象購入費用	納税者本人・生計を一にする配偶者・親族分の購入費用の合計
控除額	購入費用の合計額-12,000円
控除上限額	88,000円(購入費用が100,000円を超えた場合の上限)

【施行期日】

令和9年1月1日

個人の市民税にかかる控除の適用期限の延長

【第3号】 船橋市市税条例の一部を改正する条例

市税条例の一部を改正する条例の施行にともない、住宅ローン控除の対象となる適用年度及び対象居住年を5年延長します。引き続き所得税額から控除しきれなかった額について、所得税の課税総所得の5%(最高9.75万円)を限度として個人住民税から控除します。

【改正内容】

●適用年度：(現行)令和20年度(改正後)令和25年度
 ●対象居住年：(現行)令和7年(改正後)令和12年

住宅ローン控除の借入限度額等 (R8 から R12 まで)

	住宅の種類	右記以外	子育て世帯等
新築住宅等	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	4,500万円	5,000万円
	ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
	省エネ基準適合住宅	2,000万円※1	3,000万円※1
既存住宅	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	3,500万円	4,500万円
	ZEH水準省エネ住宅		
	省エネ基準適合住宅	2,000万円	3,000万円
	その他の住宅(一般住宅)	2,000万円※2	
控除率		0.7%	

※1 新築住宅は令和10年以降対象外

※2 既存住宅でその他の場合には控除期間は10年(それ以外の場合には13年)

【施行期日】 令和9年1月1日

医療センター予防接種料の改正

【第7号】 船橋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

令和8年4月から定期接種となった妊婦へのRSウイルスワクチンの予防接種は、里帰り出産により居住する市区町村と受託契約のない医療機関で接種する場合には、いったん自己負担となります。ワクチン薬価が現条例の額を超過しているため、医療センターの予防接種料を改定します。

【改正内容】

● 予防接種料・・・（現 行） 16,761円以内で管理者が定める額

（改正後） 診療報酬算定方法に定める所定点数に10円を乗じて得た額に薬剤に係る実費相当額を加えた額

予防接種料改正のイメージ

改正前 (上限16,761円)
 上限を設定し個々の料金は規程で定めている(日本脳炎、肺炎球菌、B型肝炎など)



改正後 (上限なし)

薬価基準等	薬剤に係る実費相当額
注射料	診療報酬算定方法に基づき算定した額
初診料	

【施行期日】 公布の日から

踏切道拡幅工事委託契約の締結

【第10号】 京成松戸線鎌ヶ谷大仏3号踏切道拡幅工事委託契約の締結

京成松戸線鎌ヶ谷大仏3号踏切は、二和向台駅に隣接し、踏切道北側に商店街、南側には出張所・図書館・公民館を併設する市の複合施設が立地している市道であるとともに、三咲小学校通学路の指定路線となっています。駅側の踏切道内歩道の拡幅整備を実施し、安全な歩行空間を確保します。

● 契約方法・・・ 随意契約

● 契約金額・・・ 2億8,500万円

● 契約の相手方・・・ 京成電鉄株式会社

● 契約期間・・・ 契約締結の日から令和10年3月31日まで

位置図や平面図、写真、イラスト等

【スケジュール】

・ 令和8年度
 協定締結・軌道及び土木工事・信号保安工事・電線路及び電灯設備工事・通信設備工事

・ 令和9年度
 軌道及び土木工事・信号保安工事